

東広島市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東広島市広告掲載規則（平成28年東広島市規則第66号、以下「規則」という。）第4条第2項の基準として定めるものであり、広告媒体への広告の掲載等の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告主の範囲)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載等しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業者
- (3) たばこに関する業種又は事業者
- (4) ギャンブルに関する業種又は事業者
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織
- (6) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所その他これらに類する業種又は事業者
- (10) 債権取立て、示談引受け等の業種又は事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う者（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収する者も該当する）
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定を受けた事業者、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた事業者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた事業者その他これらに準ずる事業者等
- (13) 本市の市税を滞納している者
- (14) 各種法令に違反している者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、その後も改善をしていない者
- (16) 東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者

(掲載内容の基準)

第3条 次の各号に定める掲載内容は、広告媒体に掲載等しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
ア 人権を侵害し、差別を助長し、又は他人の名誉を害するおそれがあるもの

- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他人をひぼうし、中傷し、又は排斥しようとするもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主たる目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 国内世論が大きく分かれていると判断されるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示又は誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業者、商法、商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨し、保証し、又は指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告の内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告の内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

（公式ホームページに関する基準）

第4条 市の公式ホームページへの広告に関しては、公式ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

- 2 他のウェブサイトを集約し、情報提供することを主たる目的とするウェブサイトで、規則及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うウェブサイトを開覧者に斡旋又は紹介しているウェブサイトの広告は掲載しない。

(屋外広告に関する基本的な基準)

第5条 この基準において「屋外広告」とは、広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号)第2条に定める許可を要するものをいう。

- 2 屋外広告の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。
- 3 前項に規定するもののほか、屋外広告のデザインは、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献するようなものであることが望ましい。

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第6条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 景観と著しく調和しないもの
- (4) 意味なく身体の一部を強調するもの
- (5) 著しくデザイン性の劣るもの
- (6) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (7) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観及び文化にそぐわないもの
- (8) 地区計画、まちづくり協議指針、その他まちづくり又は都市整備の基準において景観形成の目標が定められている場合においてその目標に沿った貢献が認められないものの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様、色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの又はこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 読ませる広告、4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 裸体姿、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(広告媒体ごとの基準)

第8条 前4条に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めるものとする。

(業種ごとの審査基準)

第9条 広告媒体を所管する課は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

1 人材募集広告

- (1) 労働基準法等関係法令を遵守すること。
- (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- (3) 人材募集に見せかけて、商品、材料若しくは機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

習熟の容易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。短期講習受講者や模擬試験受験者を含めている場合はその旨も表示する（根拠となる資料が必要）。
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは、掲載しない。

4 外国大学の日本校

次の主旨を明確に表示すること。

例：「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

例：「この資格は国家資格ではありません。」

- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品若しくは材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は獣医療法（平成4年法律第46号）

第 17 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
- (5) マークを表示することはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマーク及び名称は自由に用いることができない。

7 施術所（あん摩マツサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 27 年法律第 217 号）第 7 条及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法及び経歴に関する事項は、広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認を必ず行うものとする。
- (4) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方公共団体の担当課で広告内容についての了解を得ること。

8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

- (1) 薬事法第 66 条から第 68 条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
- (3) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- (1) 健康増進法第 32 条の 2、薬事法第 68 条、食品衛生法第 20 条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能、効果について表示できない。
- (3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
- (4) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

10 介護保険法（平成 9 年法第 123 号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般（介護老人保健施設を除く）

ア 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示は、できない。

例： 東広島市事業受託事業者 等

(2) 介護老人保健施設

介護保険法第 98 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(3) 有料老人ホーム

(1)に規定するもののほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日付け厚生労働省老健局長通知）」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）」に抵触しないこと。

(4) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示は、できない。

11 墓地等

知事の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約（平成 17 年公正取引委員会告示第 23 号）」による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

13 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 旅行業

- (1) 社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員に限る。
- (2) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
- (3) 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

15 通信販売業

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 11 条に規定する表示事項はすべて表示すること。
- (2) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

16 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発し、又は助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年者、心神喪失者などの犯罪に関連した記事に係る広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

17 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

18 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

19 結婚相談所・交際紹介業

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

21 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。
例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

22 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～広島 15,000 円等
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

23 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は、倉庫業法(昭和 31 年法律第 121 号)第 25 条の規定により優良である旨の国土交通大臣の認定を受けたトランクルームであることが必要。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。
例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

24 ダイヤルサービス

各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

25 ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

26 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第 5 条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

27 その他、表示について注意を要すること

- (1) 割引価格の表示
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加、体験できるもの

費用がかかることがある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容又は目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先は固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現がないか確認をする。

例：「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認する。

(8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

（掲載基準の適用）

第 10 条 この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。